

■主な介護予防・生活支援サービス

サービス名称		サービス内容	費用等
訪問型	予防訪問サービス	区の指定を受けた事業者のホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助サービスや食事・入浴・排せつ介助などの身体介護サービスを提供します。 要支援1・2の方を対象としたサービスです。	サービス費用の1割（一定以上の所得がある方は2割（特に所得の高い層は3割））
	生活援助訪問サービス	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー等が自宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを提供します。身体介護サービスは対象外となります。 主に要支援1・2の方を対象としたサービスです。	サービス費用の1割（一定以上の所得がある方は2割（特に所得の高い層は3割））
	シルバー人材センター生活援助サービス	シルバー人材センターの登録会員が自宅に訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを提供します。身体介護サービスは対象外となります。 主に要支援1・2の方を対象としたサービスです。	生活援助訪問サービスの2割引きの金額で利用できます。
	住民主体の訪問型サービス	地域住民（NPO法人・ボランティア団体など）が主体となり実施する介護予防サービスです。身体介護を含まない掃除・洗濯・ごみ出し等の生活援助等を行います。	サービス実施団体が設定
通所型	予防通所サービス	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、食事・入浴・排せつの介助や機能訓練等を行います。1回あたり5時間以上のサービスになります。 要支援1・2の方を対象としたサービスです。	サービス費用の1割（一定以上の所得がある方は2割（特に所得の高い層は3割））
	生活援助通所サービス	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等を行います。1回あたり5時間未満のサービスになります。 要支援1・2の方を対象としたサービスです。	サービス費用の1割（一定以上の所得がある方は2割（特に所得の高い層は3割））
	短期集中型通所サービス（元気力向上教室）	3～6か月の期間で、運動器機能・口腔機能などの維持・向上を目的として行うサービスです。保健医療の専門職が短期集中的な支援を行います。1回あたり2時間程度のプログラムです。 ※送迎はありません。	1回あたり200円
	住民主体の通所型サービス	地域住民（NPO法人・ボランティア団体など）が主体となり実施する介護予防サービスです。会食や体操、創作活動などを行います。	サービス実施団体が設定 ※材料費等の実費負担あり